

連載
第51回

福聚山史

池浦 泰憲
及川 一晋
編 文

明治初期の

土地問題

○淀橋浄水場の建設地

前回、前々回とりあげたように、明治二十三年（一八九〇）、淀橋浄水場の建設が決定した。三十四万㎡の広さをもつその敷地は、「一望千里茫々たり」といわれるような茶畑だけの広漠たる土地であつたという。

○新しい東京の町の実態

政権が徳川幕府から明治政府に移り、江戸から東京へと名を変えた町では、諸大名が東京府内の藩邸を引き払い国元へ帰り、また多くの旗本ももとの自分の知行地へ帰り、江戸時代末期には町の人口の半分とまでいわれた武士が帰郷していった。最盛期には百十〜百三十万人といわれた江戸の町は、明治二年（一八六九）には五十数万人にまで減少したという。

こうして閑散とした武家屋敷や跡地に対し、明治新政府は、明治元年（一八六八）七月、土地命令を出し、土地の接収を命じた。その対象は下級武士が住んでいた組屋敷にまで及んだが、その建物や土地は第一には軍用地や官庁舎などの公共施設、政府高官の邸宅とし

て利用された。

○「桑茶政策」

その一方で、明治二年に掲げられた政策が「桑茶政策」である。つまり、荒廃した跡地を耕作し、桑園や茶園としようというのである。

この桑茶政策は必ずしも成功したとはいえなかったようであるが、当時の記録の分析によると、東京で武家地から耕作地に変わった土地の全体の約四割が新宿地域に集中していたという。江戸時代末期の地図をみると、常円寺と青梅街道を挟んだ向かい側の地域には武家の屋敷が建ち並んでいることがみえ、また明治初期の記録では、この地域が桑茶の園になる土地が多かったといわれている。したがって、冒頭で触れたように、淀橋浄水場の建設地として用意された土地はこのような武家地から桑や茶の耕作地へと変遷を経てきた土地であつたのではないだろうか。

○「上地官林委託願」

淀橋浄水場の建設が決定し、茶畑の中で建設のための測量などが行われていたであろう明治二十四年（一八九一）四月、常円寺から東京府に宛てて願状が提出された。「上地官林委託願」と題されたこの文書は、かつて常円寺の本山であつた平賀本土寺（千葉県松戸

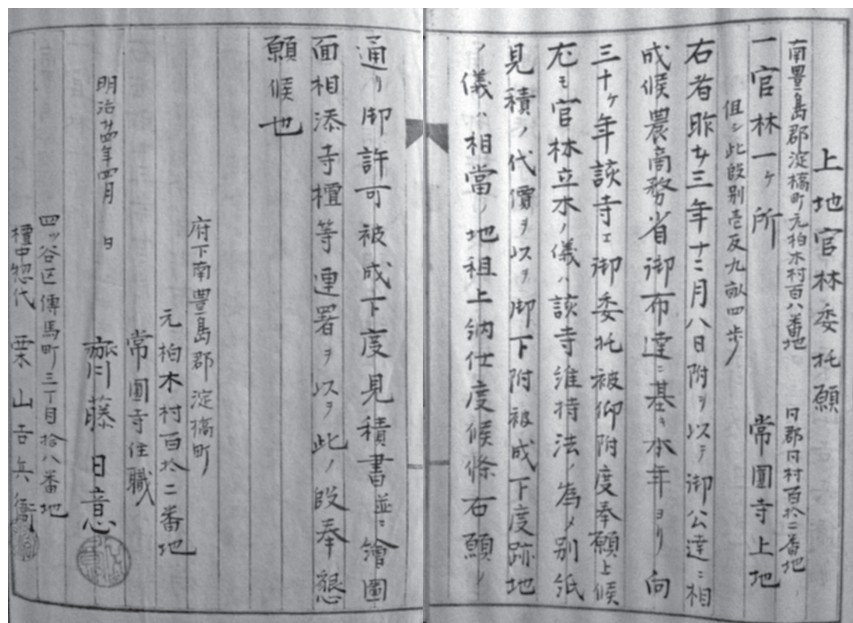
市）に所蔵されている『末寺諸種届書綴』という書類群から発見された。この資料については、すでに日蓮仏教研究所主任の都守基一先生が、「学室だより」「福聚山史」余話―秋山日解上人のこと（『日蓮仏教研究』五号平成二十五年三月）で紹介されているが、この願状は常円寺の三十一世齊藤日意上人の代に提出されたものである。

紙幅の関係上、内容は次回に触れることとしたいが、表題に「上地」とみえる。明治四年（一八七三）一月、明治政府は「上地」を武家に対してだけでなく、寺社にも命じた。江戸時代、寺社は幕府から朱印地、黒印地とよばれる寄進地や、また、除地とよばれる土地を保有し、それらの土地の課税を免除されていた。ところが、明治政府の政権下では、この明治四年の上地によつて境内地の領有は保障されたが、それ以外の土地が上地の対象となり、公（官）の土地として接収されたのである。

寺社には上地の代替として官給米を支給されるというような形に変わり、一定の収入は保障されてはいたが、寺社にとつては大きな打撃となり、その後さらに対象外としていた境内地も、宅地や山林、私墾地が含まれていることから、政府は明治八年（一八七七）六月、「境内地」

を「祭典法用」（原文ママ）に必要な場所のみと限定して、それを「新境内」と定め、それ以外の他の土地を全て上地の対象とした。一般にこの上地は「引裂き上知（地）」というそうであるが、寺社を困窮へとさらに追い込むことになった。ちなみに、どこまでを境内地とするかは地域によつて違いがあり、なかには本堂や庫裡の雨垂れから雨のしずくが落ちる範囲を境内地とする、という厳しい地域もあつたという。

こうした寺社をめぐる情勢の中、常円寺の齊藤住職によつてこの願状は提出されたのである。（つづく）



明治24年4月「上地官林委託願」。書状本文の後に、齊藤日意住職、常円寺総代、組寺住職が署判し、「東京府大林区署長林務官」が宛所となっている。